

株式会社ジェナルの破産手続開始決定等のお知らせ

令和3年11月2日
破産者株式会社ジェナル
破産管財人 弁護士 岡田 隆

株式会社ジェナル（東京都中央区銀座8丁目18番7号パークリクス銀座mono304号、代表取締役内藤義雄）は、令和3年10月20日午後5時、東京地方裁判所民事第20部より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（事件番号令和3年（フ）第6220号）。これにより株式会社ジェナルの破産財団に属する財産の管理処分権は、当職に帰属しました。

1、今後は、破産管財人において、裁判所の監督の下、公正・中立に破産手続を遂行し、財産及び債務の調査を行い、その結果については後記の債権者集会にて報告をさせていただきます。

2、破産手続開始通知書・債権者集会場のご案内等は、債権者の皆様宛に、既に、郵便にて発送しております。

3、株式会社ジェナルの財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所は、以下のとおりです。

令和4年2月22日（火曜日）午後2時

東京地方裁判所 債権者等集会場1（家簡地裁合同庁舎5階）

なお、上記債権者集会への出席は義務ではありませんし、破産手続上、出席をされなくても不利に扱われることはありません。

4（1）株式会社ジェナルの社債権者様や、同社に貸し付けをしている会員様は、破産債権者となります。

（2）しかし、株式会社ジェナルは、資産がほとんどなく、税金等の財団債権も多額に上っており、破産者の財産で破産債権者に対する配当ができない可能性が高いため、「破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めない」こととされています（破産法31条2項）。

（3）そのため、破産債権者の皆様から「破産債権届出書」をご提出いただく必要はありません。

（4）今後、破産債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について債権者の皆様に連絡を申し上げます。

なお、住所等の連絡先が変更したときは、破産管財人宛てに書面（変更前と変更後の住所・氏名等を記載し、署名・押印がされたもの、FAX不可）により届け出てください。

5、今後の破産手続の進行等に関するお問い合わせは、下記連絡先宛に、出来るだけファックスまたは郵便等の方法で、ご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

もともと、本件は、関連会社の破産者株式会社クレジエンテの破産手続と併せて債権者数が極めて多数に上るため、個別のお問い合わせに対応することが困難な状況にありますので、何卒、ご理解・ご容赦ください。

また、限られた人員・回線で対応させて頂いており、お電話が繋がりにくい場合があるほか、その他の連絡先にご連絡頂いても本件についてはご対応致しかねますこと、併せてご了承くださいますようお願い申し上げます。

[連絡先]

〒102-0076

東京都千代田区五番町3-1 五番町グランドビル9階

市ヶ谷総合法律事務所

本件専用電話番号：03-3239-7325

FAX：03-3239-7322

受付時間：10時～17時（土日祝日を除く）

破産者株式会社ジェナル

破産管財人 弁護士 岡 田 隆